

公益社団法人 日本社会福祉士会
2022年度臨時総会

議案資料集



2023年3月18日（土）
（13：00～16：00）

本会事務局会議室及びZoom会議室

JACSW
公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度 臨時総会

議案資料集目次

I 議案

- 第1号議案 子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称：認定資格）の創設に伴う
試験・認定・登録にかかる機関の設立について（案）…………… 1
- 第2号議案 正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正 ……………29

II 理事会報告

- 第1号報告 2023年度事業計画 ……………36
- 第2号報告 2023年度収支予算 ……………47
- 第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告 ……………54
- 第4号報告 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）……………56

III 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程類改正 ……………58
- 第2号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）
- 第3号事務連絡 第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（栃木大会）
- 第4号事務連絡 その他

※第2号及び第3号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告いたします。

※第4号事務連絡につきましては、総会当日に資料配付します。

IV 資料

- 2023年度主要行事予定表 ……………62

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第1号議案

子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称：認定資格）
の創設に伴う試験・認定・登録にかかる機関の設立
について（案）

JACSW

子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称：認定資格）の 創設に伴う試験・認定・登録にかかる機関の設立について（案）

令和5年2月7日（Ver. R4） 子ども家庭福祉に関する認定資格の創設に伴う 「（一財）日本ソーシャルワークセンター」設立準備会

1

子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称：認定資格）の創設に伴う試験・登録にかかる認定機関の設立について

■＜背景＞

令和4年6月8日に可決・成立した改正児童福祉法において、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、

- ① 当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入することとされた。
- ② 認定資格の取得状況等を勘案しつつ、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつその能力を発揮して働くことができる組織及び資格のあり方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

■＜認定資格の施行時期等＞

- ① については、令和6年度から
- ② については、令和6年度から2年後を目途（最短で令和8年度から）

■＜認定資格導入に係る認定機関等体制等＞

認定行為を行う団体等を想定していると考えられるが、児童福祉法に基づく認定資格であるので、令和5年2月時点で本法を所管している厚生労働省（当該所掌事務が子ども家庭庁に移管された場合は子ども家庭庁）において①が施行される前（令和5年夏～秋ころ）に認定団体等の指定が行われる予定。

2

■＜認定行為を行う法人の設立準備会＞

前頁のとおり厚生労働省が①の施行前（令和5年度内）に認定行為を行う認定団体を選定することが予想されることから、法人格を有する『一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（仮称）』（以下、「新法人」という。）を令和5年4月1日を目途に設立し、新法人において子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称）養成に係る研修及び教育課程等認定、試験の実施及び資格取得者の認定等を行うため、以下の4団体各2名の代表者（及び必要であれば有識者）を構成員として準備会を設置し、作業を進めてきた。

＜新法人設立準備会構成団体等＞

- （公社）日本社会福祉士会
- （公社）日本精神保健福祉士協会
- （公社）日本医療ソーシャルワーカー協会
- （一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟
- 有識者（必要な場合）

■＜新法人設立に係るスケジュール（一般財団法人の設立を想定）＞

＜令和4年＞

6月：新法人設立準備会の設置

7月～令和5年1月：新法人定款・設立時役員・新法人の事業内容・体制（案）の検討

＜令和5年＞

1月：新法人 定款・設立時役員・体制・事業計画・予算等の検討

2月～3月：新法人定款（出資団体）の各団体組織承認

4月：定款の認証（公証役場）・新法人設立登記申請・設立

〃：厚生労働省子ども家庭局／こども家庭庁に新法人の設立を報告（定款・役員名簿・事業計画・予算）

3

（公社）日本社会福祉士会
（公社）日本精神保健福祉士協会
（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会
（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟

理事会審議用
共通資料

1. 定款（案）

定款文書案（法人設立にかかる様式）は別紙のとおり

法人の名称（商号）

第1章 総則

（名称）

第1条 本センターは、一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「本センター」という。）と称する。本センターの英語による表記は「Japanese Social Work Center」とし、略称を「JSWC」とする。

法人の主たる事務所の所在地等

（事務所）

第2条 本センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

法人の事業目的

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本センターは、ソーシャルワーク専門職の資質の向上を図るとともにソーシャルワークの普及啓発等の事業を行い、もって人々の権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ソーシャルワークに携わる者の研修（認定含む）事業
 - （2）ソーシャルワーク専門職の資格に係る試験及び登録等に関する事業
 - （3）その他本センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国および国外において行うものとする。

5

設立者の氏名又は名称・住所

第3章 資産及び会計

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

設立者 公益社団法人日本社会福祉士会

拠出財産及びその価額 現金 75万円

住所 東京都新宿区大塚2-3番地3 四谷オーキッドビル7階

設立者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会

拠出財産及びその価額 現金 75万円

住所 東京都新宿区住吉町8-20 四ッ谷ヂンゴビル2階

設立者 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会

拠出財産及びその価額 現金 75万円

住所 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館6階

設立者 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

拠出財産及びその価額 現金 75万円

計300万円

6

基本財産

（財産）

第6条 本センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 基本財産は、本センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

7

事業年度、事業計画・予算、事業報告・決算

（事業年度）

第7条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 本センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

8

評議員

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 本センターに、評議員3名以上6名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員には報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額

が200万円を超えない範囲とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

9

評議員会

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任及び解任

（2）理事及び監事の報酬等の額

（3）評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年終了後3箇月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、代表理事は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により、その通知をしなければならない。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）役員等の責任の一部免除

（3）定款の変更

（4）その他法令で定められた事項

3 前各項の規定にかかわらず、一般法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

役員（理事及び監事）

第6章 役員 第6章 役員

（役員の設置）

第21条 本センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。また、代表理事以外の理事3名以内を一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する執行理事（以下「執行理事」という。）とすることができる。

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事には、本センターの理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本センターの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本センターを代表し、その業務を執行する。代表理事が欠けたときは、すみやかに理事会を開催し、新たな代表理事を選定する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、理事については代表理事が決定した額を、監事については監事の協議によって決定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

（役員等の責任の軽減）

第28条 本センターは、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本センターは、非業務執行理事等との間で、一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条で準用する第113条で定める最低責任限度額とする。

11

理事会

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、執行理事の選定及び解職

（招集）

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席した理事）及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

12

定款の変更・解散

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第38条 本センターは、本センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 本センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、本センターと類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第40条 本センターは、剰余金の分配をすることはできない。

事務局

第9章 事務局

（事務局）

第41条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3 職員は代表理事が任免する。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

公告の方法

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 本センターの公告は、官報に掲載する方法により行う。
2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、一般法人法第199条において準用する第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

（備付け帳簿及び書類）

第43条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

13

補則

第11章 補則

（委任）

第44条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（設立時評議員）

第45条 本センターの設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 ○○ ○○（ ○○○○ ）
 ○○ ○○（ ○○○○ ）
 ○○ ○○（ ○○○○ ）
 ○○ ○○（ ○○○○ ）

（設立時役員）

第46条 本センターの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 西島 善久（日本社会福祉士会会長）
 田村 綾子（日本精神保健福祉士協会会長）
 野口 百香（日本医療ソーシャルワーカー協会会長）
 白澤 政和（日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長）
 設立時代表理事 ○○ ○○（ ○○○○ ）
 設立時監事 ○○ ○○（ ○○○○ ）
 ○○ ○○（ ○○○○ ）

（最初の事業年度）

第47条 本センターの最初の事業年度は、当法人設立の日から2024年3月31日までとする。

（法令の準拠）

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

（最初の事業年度にかかる事業計画及び収支予算）

第49条 本センターの最初の事業年度にかかる事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

14

なお、本法人の設立時の評議員（４人）、代表理事（１人）及び監事（２人）については、新法人設立に係る準備会で２０２３年３月末までに決定する。

15

（公社）日本社会福祉士会
（公社）日本精神保健福祉士協会
（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会
（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟

理事会審議用
共通資料

２．事業計画（概要）と 事業実施体制

16

定款（案） 第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１） ソーシャルワークに携わる者の研修（認定含む）事業
- （２） ソーシャルワーク専門職の資格に係る試験及び登録等に関する事業
- （３） その他本センターの目的を達成するために必要な事業

17

- （１） ソーシャルワークに携わる者の研修（認定含む）事業

① 研修認定

実施内容	R5年度	R6年度	R7年度～
・ 認定基準、手順書作成（R5）	●		
・ 研修実施機関の認定（R5～）	●	●	●
・ 研修実施機関の登録（R5～）	●	●	●
・ 研修認定の周知（R5～）	●	●	●

② 研修開催

実施内容	R5年度	R6年度	R7年度～
・ 教材作成（補助金申請）（R5）	●		
・ 研修試行（R5）、研修実施（R6～）	●	●	●
・ 研修の周知・受講者募集（R6～）		●	●
・ 資格取得者フォローアップ講座（R7～）			●

18

（２） ソーシャルワーク専門職の資格に係る試験及び登録等に関する事業

① 試験

実施内容	R5年度	R6年度	R7年度～
・ 試験実施基準の作成（R5）	●		
・ 試験の周知・手引き（R5～）	●	●	●
・ 試験実施・採点・合否判定方法の準備（R6）		●	
・ 試験の運営事務（R6～）		●	●
・ 試験会場準備、試験実施、試験合格発表、通知の手順（R6～）		●	●
・ 作問の基準の作成（R5）	●		
・ 作問事務・作問者依頼・執筆管理・校正・委員会開催（R5～）	●	●	●

② 合格者の登録

実施内容	R5年度	R6年度	R7年度～
・ システム開発（R5）	●		
・ システムの運用（R6～）		●	●
・ 登録の実施要項の作成（R5）	●		
・ 登録証の発行（R6～）		●	●
・ 登録証の資材・準備（R5～）	●	●	●

19

（３） その他本センターの目的を達成するために必要な事業

実施内容	R5年度	R6年度	R7年度～
・ 法人運営管理業務（R5～）	●	●	●
・ 労務管理（R5～）	●	●	●
・ 会計、財務（R5～）	●	●	●
・ 職員採用（R5～）	●	●	●
・ 研修認定機関としての申請（R5）	●		
・ 資格制度の周知（R5～）	●	●	●
・ 補助金申請（R5～）	●	●	●

20

令和5（2023）年度事業スケジュール

	研修認証	教材作成	試験	登録	管理
2023年4月（新法人設立）	・認定基準、 手順書作成		・試験実施基 準の作成	・システム開 発	・職員採用
2023年5月		・教材作成・ 教材を使用し た演習の試行 （補助金申 請）		・登録の実施 要項の作成	・労務管理
2023年6月				・登録証の資 材・準備	・資格制度の 周知
2023年7月	・研修認定の 周知				・会計、財務
2023年8月			・試験の周 知・手引き		・研修認定機 関としての申 請
2023年9月	・研修認定の 募集		・作問の基準 の作成		
2023年10月			・作問事務・ 作問者依頼・ 執筆管理・校 正・委員会開 催		・補助金申請
2023年11月					
2023年12月	・研修実施機 関の認定・登 録				
2024年1月					
2024年2月					
2024年3月					

（公社）日本社会福祉士会
（公社）日本精神保健福祉士協会
（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会
（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟

理事会審議用
共通資料

3. 事務所の確保

- 昨年（令和４年）９月から１２月の法人設立にかかる検討段階では、国のワーキンググループによる認定資格養成の教育内容が定まっておらず、設立当初は小規模の事務所を暫定的に確保する方向性が議論されたが、令和６年からの研修実施及び令和６年度内の試験の実施スケジュール詳細が定まってきた現時点の検討では、暫定的な小規模事務所の確保では事業の実施が困難になるとの認識に至っている。
- 昨年の検討段階で日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）が入居するビルの１フロアを令和５年３月末で解約する予定があるため、当該フロアを新法人の事務所として確保はどうかとの提案がなされたが、賃貸借解約予告期限である昨年９月末までに４団体での合意が得られず、当該フロアを新法人で確保することが見送られた。

23

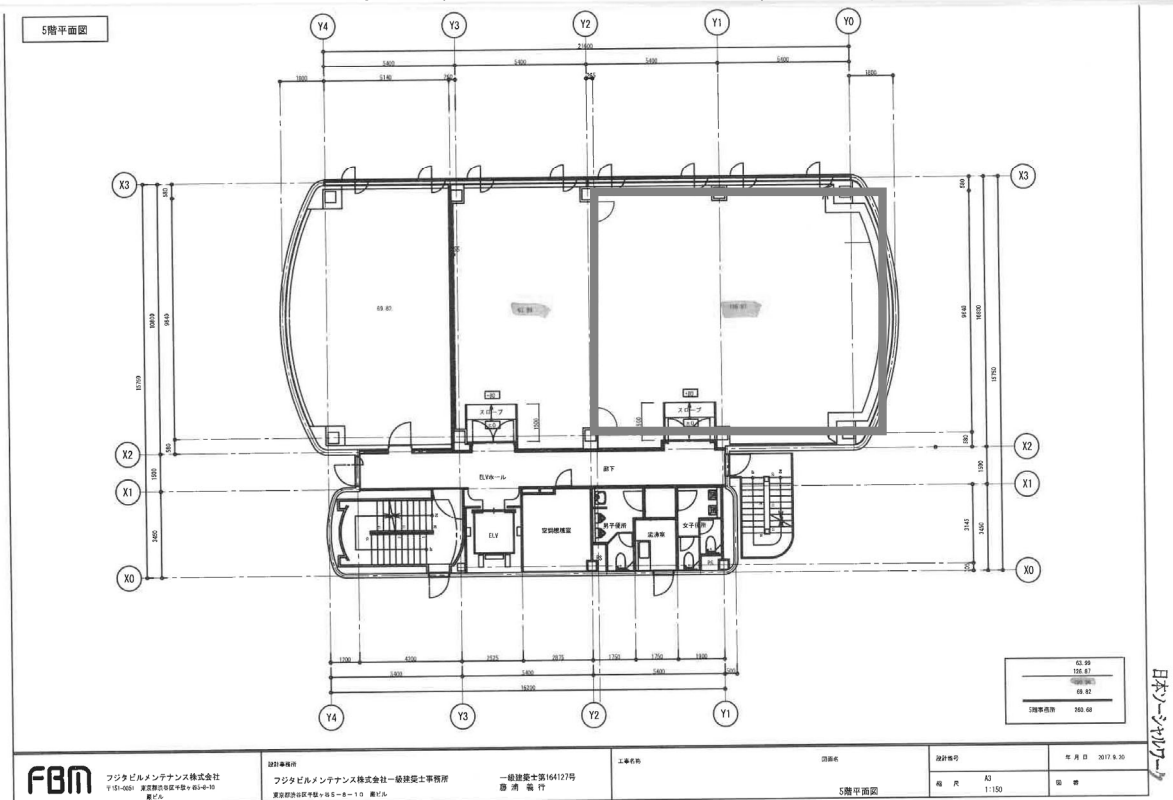
しかしながら、前項の事業計画案（令和５年度分）による業務が実施できる事務局体制により実質的にスタートさせるためには、一定規模の事務所の確保が必要であるため、

1. ソ教連が令和５年３月末で解約予告しているフロア部分のテナント入居がまだ決定していない場合、当該物件を新法人で確保することを了承いただきたい。
その際、新法人の賃貸借契約にかかる初期費用（敷金・事務所床配線設備等）のうち、現にソ教連が拠出している敷金、固定資産として残存簿価のあるＯＡフロア等設備、及び事務所稼働にかかる最低限の備品等費用については、ソ教連の立替による新法人の債務とし、新法人設立後３年を目途（収支が安定した段階）に、新法人設立時点の債務分をソ教連に順次返済することとする。
2. なお、既に当該物件テナント入居が決定していた場合は、他の事務所物件を新たに探すこと、敷金・仲介手数料等入居に要する初期費用が新たに発生することとなるが、必要となる規模の事務所を新規で確保することについて、併せて了承いただきたい。

24

ソ教連がR 5 年 3 月末で解約を予定している物件の所在地、図面、賃貸料概算②

2 / 3 ブロック = $127\text{m}^2 \cdot 38\text{坪}$ (約360,000円/月 (坪単価9,350円税込))



所在地：東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階部分

- (公社) 日本社会福祉士会
- (公社) 日本精神保健福祉士協会
- (公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会
- (一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

理事会審議用
共通資料

4. 予算

令和5年度及び6年度の予算（概算案）は別紙のとおり

なお、本予算案は現時点における暫定的概算であり、計上されている費用については、可能な限り支出を抑制・削減していくことを前提としている。

5. 資金の拠出

27

子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称：認定資格）の創設に伴う試験・登録にかかる認定機関の設立について

1. 一般財団法人設立時に要する基本財産の最低額（300万円）を、4団体で按分し、各団体75万円を拠出すること、
2. 収益が見込めない法人設立当初2年間（令和5年度及び6年度）に要する費用のうち、最低限必要となる資金及び事業実施に必要な事務局要員・資機材等を4団体で支弁すること、
3. なお、上記2の各団体が支弁する金品のうち、運営にかかる各団体からの拠出は、新法人設立後3年を目途（収支が安定した段階）に、新法人は拠出された当該金額を当該団体に順次返済等することを原則とすること、

を承認いただきたい。

28

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター 定款（案）

2023年6月 ○日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 本センターは、一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「本センター」という。）と称する。本センターの英語による表記は「Japanese Social Work Center」とし、略称を「JSWC」とする。

（事務所）

第2条 本センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本センターは、ソーシャルワーク専門職の資質の向上を図るとともにソーシャルワークの普及啓発等の事業を行い、もって人々の権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）ソーシャルワークに携わる者の研修（認定含む）事業
 - （2）ソーシャルワーク専門職の資格に係る試験及び登録等に関する事業
 - （3）その他本センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国および国外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 東京都新宿区四谷 1－1 3 カタオカビル 2 階
設立者 公益社団法人日本社会福祉士会
拠出財産及びその価額 現金 7 5 万円

住所 東京都新宿区大京町 2 3 番地 3 四谷オーキッドビル 7 階
設立者 公益社団法人日本精神保健福祉士協会
拠出財産及びその価額 現金 7 5 万円

住所 東京都新宿区住吉町 8－2 0 四ッ谷ヂンゴビル 2 階
設立者 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会
拠出財産及びその価額 現金 7 5 万円

住所 東京都港区港南 4－7－8 都漁連水産会館 6 階
設立者 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
拠出財産及びその価額 現金 7 5 万円

計 3 0 0 万円

(財産)

第 6 条 本センターの財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、本センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、本センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第 7 条 本センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 8 条 本センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表

理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 本センターに、評議員3名以上6名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない者であること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員には報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が200万円を超えない範囲とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年終了後3箇月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、代表理事は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により、その通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任

- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 前各項の規定にかかわらず、一般法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 本センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。また、代表理事以外の理事3名以内を一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する執行理事（以下「執行理事」という。）とすることができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、本センターの理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本センターの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本センターを代表し、その業務を執行する。代表理事が欠けたときは、すみやかに理事会を開催し、新たな代表理事を選定する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、理事については代表理事が決定した額を、監事については監事の協議によって決定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員等の責任の軽減)

第28条 本センターは、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本センターは、非業務執行理事等との間で、一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責

任の限度額は、同法第198条で準用する第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の

理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席した理事）及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 本センターは、本センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 本センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、本センターと類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 本センターは、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 職員は代表理事が任免する。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本センターの公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、一般法人法第199条において準用する第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによる。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(設立時評議員)

第45条 本センターの設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)
	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)
	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)
	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)

(設立時役員)

第46条 本センターの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	西島 善久 (日本社会福祉士会会長)
	田村 綾子 (日本精神保健福祉士協会会長)
	野口 百香 (日本医療ソーシャルワーカー協会会長)
	白澤 政和 (日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長)

設立時代表理事	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)
設立時監事	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)
	〇〇	〇〇	(〇〇〇〇)

(最初の事業年度)

第47条 本センターの最初の事業年度は、当法人設立の日から2024年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度にかかる事業計画及び収支予算)

第49条 本センターの最初の事業年度にかかる事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

※研修は指定研修を想定、R6年度で想定

(収入費目)	-		R5 (2023) 年度 (10 か月)	R5 備考	R6 (2024) 年度 研修受講者1000人想定(借入なし)	R6 備考
研修受講者			0		1000	損益分岐点＝1,000人
研修回数／パッケージ数			0		25	研修受講者数÷40人（端数切上げ）
合格者・登録者数			0		800	研修受講者数×0.8（8割合格とした場合の人数）
研修受講料（講義33.0時間）			0		86,000,000	基礎教材（受講者全員の指定テキスト）：18科目分のテキスト＋講義DVD：108,000円（1科目@6000円×18科目、テキスト4冊＋DVD4枚セット相当）、テキスト4冊のみ：20,000円 受講者の75%がDVDあり、25%がテキストのみと想定。テキストは講義・演習共通
研修受講料（演習67.5時間）			0		33,600,000	演習（67.5時間）：1日10,000円想定。1日6時間×12日間 → 演習受講料12万円。 ※認定機関が直接実施する研修の受講者は全体の40%の人数と仮定。 地方実施用の分担等を差引き70%を収入に計上することを想定 → 研修受講者×40%×12万円×70%
試験受験料			0		25,000,000	研修受講者数×25,000円（損益分岐点＝1000人）
登録料（合格者）			0		4,000,000	合格者・登録者数×5,000円（社会、精神は4,050円）
研修認証手数料			0		1,250,000	研修回数／パッケージ数×50,000円
受験の手引き料			0		1,000,000	研修受講者数×1,000円
補助金			29,750,000		15,000,000	推進事業を含む
外部調達資金			20,000,000	原則として4団体で分割	0	
合計			49,750,000		165,850,000	

(支出費目)	R5補助金対象	R5推進事業	R5 (2023) 年度 (10 か月)	R5 備考	R6 (2024) 年度 研修受講者1000人想定	R6 備考
役員報酬			-		-	
給与手当			1,000,000	常勤職員1人×3か月	27,000,000	常勤職員6人想定（給与手当+賞与600万円×6人）
賞与			500,000		9,000,000	
臨時雇用賃金	※		16,000,000	補助金1600万円 非常勤2人、アルバイト3人想定	36,000,000	非常勤6人、アルバイト3人想定
法定福利費			240,000	常勤職員の給与手当+賞与の16%相当	5,760,000	常勤職員の給与手当+賞与の16%相当
福利厚生費			50,000	3人相当分×6か月	1,200,000	10万円×12人
通勤費			360,000	1万円×6人×6か月	4,500,000	2.5万円×15人×12か月
会議費	※	※	1,651,000	・ 理事会：5人×2回＝10件（理事4人+監事1人） ・ 評議員会：4人×2回＝8件（評議員4人） ・ 準備検討委員会（事務方。法人立上げ前に始動）：6人×20回＝120件 ・ 試験委員会 問部会：作問+科目幹事会議：〔3人（作問）+1人（科目幹事）〕×（13科目×3回）＝156件 題基準等策定部会：3人×5回＝15件口 ・ 研修認証委員会 認証部会：3人×3回＝9件口 認証部会：3人×3回＝9件 ・ 研修企画運営委員会：6人×6回＝36件（地方協力員は別途） ・ 教材企画委員会（推進事業対象）：編集委員会10人×5回＝50件 ・ 登録者管理システム導入委員会：3人×5回＝15件（事務方想定） ・ 広報委員会：3人×3回＝9件口 合計 93回 512件 会議費：500円、会議会場費：15,000円 93回×15000＝1,395,000円 512件×500＝256,000円	2,126,500	・ 理事会：5人×2回＝10件（理事4人+監事1人） ・ 評議員会：4人×2回＝8件（評議員4人） ・ 試験委員会 問部会：作問+科目幹事会議：〔3人（作問）+1人（科目幹事）〕×（13科目×8回）＝416件 ・ 研修認証委員会 認証部会：3人×3回＝9件 ・ 研修企画運営委員会：6人×6回＝36件（地方協力員は別途） ・ 試験採点・管理システム導入委員会：3人×5回＝15件（事務方想定） ・ 広報委員会：3人×3回＝9件口 合計 125回 503件 単価：会議費：500円、会議会場費：15,000円 125回×15000円＝1,875,000円 503件×500円＝251,500円
旅費交通費	※	※	700,000	補助金（準備検討委員会） 推進事業対象（教材企画委員会） 512件-（50件+176件）×20,000円 ※原則オンライン。4団体から工面する。	10,060,000	503件×20,000円
通信運搬費			2,800,000	電話設置費、通信料、リーフレット送料、サーバー、試験資料送料、研修認証関連送料、HPドメイン取得など	3,500,000	電話設置費、通信料、リーフレット送料、サーバー、試験資料送料、研修認証関連送料、HPドメイン取得など
事務消耗品費	※		2,000,000	補助金対象：150,000円（その他消耗品等） コピー用紙、文房具、名入れ封筒、PC、セキュリティほか	1,500,000	コピー用紙、文房具、名入れ封筒、セキュリティほか
図書費			0	参考資料等	100,000	参考資料等
印刷製本費	※		1,350,000	補助金対象：126万円（チラシ費） 研修認定事業リーフレット印刷費：25円×4000枚＝10万円 資格リーフレット印刷費：15円×5万枚＝125万円	3,250,000	リーフレット印刷費：15円×5万枚＝75万円 教材印刷費：研修受講者数（1000人）×4冊×500円＝200万円 受験の手引き：研修受講者数（1000人）×500円＝60万円
光熱水料費			825,000	75000円×消費税×10か月	1,000,000	75000円×消費税×12か月
修繕費			-		-	
賃借料	※		4,800,000	補助金対象：事務所賃借料	4,800,000	事務所賃借料

(支出費目)	R5補助金対象	R5推進事業	R5 (2023) 年度 (10か月)	R5 備考	R6 (2024) 年度 研修受講者1000人想定	R6 備考
諸報酬	※	※	5,098,000	補助金対象：準備検討委員会（謝金、交通費込み） 50万円 推進事業対象：教材執筆者金 300p×4冊＝1200P 1200p×2500＝ 300万円 委員会等会議謝金：512件－（50件+176件）＝286件 単価3000円×286件＝ 858,000円 作問謝金：100問×7500円＝ 75万円 公認会計士報酬：8万円×10か月＝ 80万円	2,469,000	委員会等会議謝金：503件×3000円＝1,509,000円 公認会計士報酬：8万円×12か月＝96万円
租税公課			150,000	公証役場手数料5万円、登録税6万円、その他	500,000	
事務機器リース料			500,000	コピー機、複合機など	1,500,000	コピー機、複合機など
支払手数料			1,000,000	振込手数料等	1,500,000	
委託費	※		10,340,000	補助金：HP作成費： 24万円 補助金：試験実施・採点・合否判定方法・登録システム： 680万円 業務委託費（事務局業務）： 330万円	18,000,000	試験実施先委託：10,000円*受験者数（1000人）＝ 1000万円 研修実施委託（直接実施分）：20,000円×直接実施研修受講者数（1000人×40%）＝ 1200万円
雑費			-		-	
予備費			300,000		18,000,000	推進事業を含む
試験事業安定化基金繰入			0		14,000,000	
合計			49,664,000		165,765,500	

収入額			49,750,000		165,850,000	
支出額			49,664,000		165,765,500	
差し引き			86,000	収入額－支出額	84,500	収入額－支出額

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第2号議案

正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正

JACSW

正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正

現行の「正会員に対する活動助成に関する規則」第8条において、「活動助成の期間は、承認のあった翌日以降から助成対象年度末まで」としています。活動助成期間の開始日については、柔軟に設定できるように第8条を「活動助成の期間は、第6条の募集要項で定めた日から助成対象年度末まで」に改正します。

なお、申請書及び活動報告書は、変更ありません。

■改正箇所 抜粋

改正案	現 行
組織・運営 規則第11号 2022年6月18日制定 <u>最終改正 2023年3月18日</u> 第1条から第7条 略 (活動助成の期間) 第8条 活動助成の期間は、<u>第6条の募集要項で定めた日から</u>助成対象年度末までとする。 第9条から第12条 略 附 則 この規則は、2022年6月18日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2023年3月18日から施行する。</u>	組織・運営 規則第11号 2022年6月18日制定 第1条から第7条 略 (活動助成の期間) 第8条 活動助成の期間は、<u>承認のあった翌日以降から</u>助成対象年度末までとする。 第9条から第12条 略 附 則 この規則は、2022年6月18日から施行する。

正会員に対する活動助成に関する規則 新旧対照表

改正案	現 行
組織・運営 規則第11号 2022年6月18日制定 <u>最終改正 2023年3月18日</u> (目的) 第1条 この制度は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第6条第9号「正会員との連携及び正会員の支援に関すること」の規定に基づき、正会員による組織率向上（入会促進・退会抑制）と事務局機能の強化にかかる活動を支援することを目的とする。 (規定事項) 第2条 この規則は、前条に定める正会員への活動助成に関する基本事項を定める。 (助成の種類) 第3条 本助成は、その対象により、次のとおり区分する。 (1) 組織率向上に関する助成 社会福祉士に対して入会促進・退会抑制を目的とした活動を対象とする。 (2) 事務局機能の強化に関する助成 事務局体制の確立及び事務局員の確保及び定着等を目的とした活動を対象とする。 (助成金) 第4条 承認された活動に対して、本会は必要な経費に対する助成を行う。 2 助成金の上限は、年度毎に1000万円までとし、1つの活動に対する上限を100万円までとし、年間で10件程度の申請を受け付ける。 (助成対象外経費) 第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象経費から除くものとする。 (1) 正会員の運営経費	組織・運営 規則第11号 2022年6月18日制定 (目的) 第1条 この制度は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第6条第9号「正会員との連携及び正会員の支援に関すること」の規定に基づき、正会員による組織率向上（入会促進・退会抑制）と事務局機能の強化にかかる活動を支援することを目的とする。 (規定事項) 第2条 この規則は、前条に定める正会員への活動助成に関する基本事項を定める。 (助成の種類) 第3条 本助成は、その対象により、次のとおり区分する。 (1) 組織率向上に関する助成 社会福祉士に対して入会促進・退会抑制を目的とした活動を対象とする。 (2) 事務局機能の強化に関する助成 事務局体制の確立及び事務局員の確保及び定着等を目的とした活動を対象とする。 (助成金) 第4条 承認された活動に対して、本会は必要な経費に対する助成を行う。 2 助成金の上限は、年度毎に1000万円までとし、1つの活動に対する上限を100万円までとし、年間で10件程度の申請を受け付ける。 (助成対象外経費) 第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象経費から除くものとする。 (1) 正会員の運営経費

改正案	現 行
(2)食糧費及び交際費に相当する経費 (3)販売等を目的とした仕入れに係る経費 (4)直接活動に結びつかないと認められる経費 (5)既存物件の維持補修及び維持管理経費 (6)その他助成することが適当でないと認められる経費 (公募と申請) 第6条 本会は、活動助成の募集要項を策定し公募する。 2 活動助成を希望する正会員は、所定の申請書を提出する。 3 申請は、1正会員につき1件までとする。 (承認) 第7条 本会は、理事会において、前条第2項の申請書を審議のうえ、選考結果を正会員に通知する。 2 活動助成金の交付を承認したものに対しては、理事会からの情報提供や意見を付して、その正会員に承認書を送付する。 (活動助成の期間) 第8条 活動助成の期間は、<u>第6条の募集要項で定めた日から</u>助成対象年度末までとする。 (活動及び成果報告) 第9条 助成を受けた正会員は、活動の内容・成果・会計について、所定の報告書をもって本会へ報告しなければならない。 2 前項の報告について、取り組みの内容や成果物等を含めて本会がホームページにおいて公表する。 3 第1項の報告内容については、助成を受けた正会員のホームページにおいても公表する。 (助成金の交付決定の取消し及び返還) 第10条 本会は、交付対象正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。 (1)偽りその他不正の手段により助成金の交	(2)食糧費及び交際費に相当する経費 (3)販売等を目的とした仕入れに係る経費 (4)直接活動に結びつかないと認められる経費 (5)既存物件の維持補修及び維持管理経費 (6)その他助成することが適当でないと認められる経費 (公募と申請) 第6条 本会は、活動助成の募集要項を策定し公募する。 2 活動助成を希望する正会員は、所定の申請書を提出する。 3 申請は、1正会員につき1件までとする。 (承認) 第7条 本会は、理事会において、前条第2項の申請書を審議のうえ、選考結果を正会員に通知する。 2 活動助成金の交付を承認したものに対しては、理事会からの情報提供や意見を付して、その正会員に承認書を送付する。 (活動助成の期間) 第8条 活動助成の期間は、<u>承認のあった翌日以降から</u>助成対象年度末までとする。 (活動及び成果報告) 第9条 助成を受けた正会員は、活動の内容・成果・会計について、所定の報告書をもって本会へ報告しなければならない。 2 前項の報告について、取り組みの内容や成果物等を含めて本会がホームページにおいて公表する。 3 第1項の報告内容については、助成を受けた正会員のホームページにおいても公表する。 (助成金の交付決定の取消し及び返還) 第10条 本会は、交付対象正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。 (1)偽りその他不正の手段により助成金の交

改正案	現 行
付を受けたとき。 (2)本規則にある義務を果たさないとき。 (委任) 第 1 1 条 ここに定めるもののほか、助成制度の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。 (改廃) 第 1 2 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。 附 則 この規則は、2022年6月18日から施行する。 附 則 <u>この規則は、2023年3月18日から施行する。</u>	付を受けたとき。 (2)本規則にある義務を果たさないとき。 (委任) 第 1 1 条 ここに定めるもののほか、助成制度の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。 (改廃) 第 1 2 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。 附 則 この規則は、2022年6月18日から施行する。

- ・「正会員に対する活動助成」申請書 略
- ・「正会員に対する活動助成」活動報告書 略

正会員に対する活動助成に関する規則 (改正案 全文)

組織・運営 規則第11号
2022年6月18日制定
最終改正 2023年3月18日

(目的)

第1条 この制度は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第6条第9号「正会員との連携及び正会員の支援に関すること」の規定に基づき、正会員による組織率向上（入会促進・退会抑制）と事務局機能の強化にかかる活動を支援することを目的とする。

(規定事項)

第2条 この規則は、前条に定める正会員への活動助成に関する基本事項を定める。

(助成の種類)

第3条 本助成は、その対象により、次のとおり区分する。

(1) 組織率向上に関する助成

社会福祉士に対して入会促進・退会抑制を目的とした活動を対象とする。

(2) 事務局機能の強化に関する助成

事務局体制の確立及び事務局員の確保及び定着等を目的とした活動を対象とする。

(助成金)

第4条 承認された活動に対して、本会は必要な経費に対する助成を行う。

2 助成金の上限は、年度毎に1000万円までとし、1つの活動に対する上限を100万円までとし、年間で10件程度の申請を受け付ける。

(助成対象外経費)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象経費から除くものとする。

(1) 正会員の運営経費

(2) 食糧費及び交際費に相当する経費

(3) 販売等を目的とした仕入れに係る経費

(4) 直接活動に結びつかないと認められる経費

(5) 既存物件の維持補修及び維持管理経費

(6) その他助成することが適当でないと認められる経費

(公募と申請)

第6条 本会は、活動助成の募集要項を策定し公募する。

2 活動助成を希望する正会員は、所定の申請書を提出する。

3 申請は、1正会員につき1件までとする。

(承認)

第7条 本会は、理事会において、前条第2項の申請書を審議のうえ、選考結果を正会員に通知する。

2 活動助成金の交付を承認したものに対しては、理事会からの情報提供や意見を付して、その

正会員に承認書を送付する。

（活動助成の期間）

第 8 条 活動助成の期間は、第6条の募集要項で定めた日から助成対象年度末までとする。

（活動及び成果報告）

第 9 条 助成を受けた正会員は、活動の内容・成果・会計について、所定の報告書をもって本会へ報告しなければならない。

2 前項の報告について、取り組みの内容や成果物等を含めて本会がホームページにおいて公表する。

3 第1項の報告内容については、助成を受けた正会員のホームページにおいても公表する。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第 1 0 条 本会は、交付対象正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）本規則にある義務を果たさないとき。

（委任）

第 1 1 条 ここに定めるもののほか、助成制度の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第 1 2 条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2022年6月18日から施行する。

附 則

この規則は、2023年3月18日から施行する。

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第1号報告

2023年度事業計画

JACSW

2023年度事業計画

現実社会と向き合うソーシャルワーク ～「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して～

1 基本指針

共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進する。

私たちは、社会正義、人権、集団的責任、及び多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、高齢者・障がい者・児童等の地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人びとの「生きる」を支える。

第三期中期計画（2019～2023 年度）では、地域共生社会の実現のためにソーシャルワーク機能を発揮できる体制づくりを推進すること、そのための手段として社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を図ることとした。本会は、第三期中期計画に掲げた次の基本指針に則り、事業を展開する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響拡大又は長期化を踏まえ必要な措置を講じるものとする。

- (1) ソーシャルワークの推進
- (2) 活動基盤の強化
- (3) 専門性の向上
- (4) 第三期中期計画の総括と第四期中期計画の策定

2 事業方針

基本指針にもとづき、次の事業を展開する。

(1) ソーシャルワークの推進

①情報収集力、政策提言等発信力の強化

- ア ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備を検討する。
- イ シンクタンク機能を担える人材を採用するとともに、機能充実にに向けた検討を行う。
- ウ 広報活動を強化し、戦略的な取り組みを推進する。
- エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。
- オ 子ども家庭福祉分野の資格の在り方について政策提言を行う。
- カ 在留資格を有しない外国人を対象とした実態調査を行う。
- キ 国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する情報収集、政策提言に向けた準備を行う。

②権利擁護活動の強化

- ア 意思決定支援の普遍化に向けて、国研修への関与、及び都道府県社会福祉士会が行う研修の支援を行う。
- イ 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見に係る研修や高齢者虐待対応に係る研修を支援する。
- ウ 成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを支援する。
- エ 未成年後見人への支援を行う。

オ 正会員における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取り組み事例を収集する。

③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進

ア 市町村における包括的な相談支援体制（重層的支援体制整備事業等）推進に向けた取り組みを推進する。

イ 貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。

④世界に向けた発信力強化

ア 日本ソーシャルワーカー連盟における国際プロジェクト事業を継続する。

イ 国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。

（２）活動基盤の強化

①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有

ア 改定した倫理綱領及び行動規範の周知に向けた取り組みを推進する。

②財政の健全化、安定化の確立及び都道府県社会福祉士会の組織強化支援

ア 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」にもとづく取り組みを推進する。

イ ニュース等のデジタル化の検討及び資料のペーパーレス化を推進する。

③実質的な業務独占の獲得

ア 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。

イ スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。

ウ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。（再掲）

エ ソーシャルワーカー関連団体、養成団体と協力して、子ども家庭福祉分野の資格の講習の認定、登録等を行う組織の立ち上げに取り組む。

④関係団体との連携強化

ア ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向けた活動を継続し推進する。

イ 日本医療ソーシャルワーカー協会と事務所移転についての検討を進める。

⑤不測の事態における対応の強化

ア 都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。

イ 本会の事業継続計画（BCP）のブラッシュアップを行う。

⑥全国大会・社会福祉士学会の開催に向けた検討

（３）専門性の向上

①実践能力の向上

ア 改定された倫理綱領・行動規範に関する講師養成研修等、都道府県社会福祉士会での実施に向けた体制整備を行う。

イ 生活困窮者支援及びリーガル・ソーシャルワークに関する実践力向上のための研修の都道府県社会福祉士会での実施に向けた体制整備を行う。

ウ 社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた現任者研修の実施や実習指導者講習会講師養成研修のプログラム見直しを行う。

エ 各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。

②生涯研修制度の充実

- ア 研修のオンライン化を進める。
- イ 全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。
- ウ 子ども家庭福祉分野の資格に関する「子ども家庭福祉指定研修(100時間程度)」に対応する研修について、日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体、社会福祉士養成団体とともに検討を行う。

③専門的力量の形成

- ア 認定社会福祉士 7,000 人（2025 年度）に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みを推進する。
- イ 地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修やスーパーバイザーフォローアップ等のための研修を行う。
- ウ 社会福祉士学会での発表や研究誌への論文投稿を促し、社会福祉士の実践研究力の向上を図る。

（４）第三期中期計画の総括と第四期中期計画の策定

3 事業

事業方針にもとづき、各委員会等は次の事業を行う。

<管理局>

■総務部

○組織委員会

- 1 公益社団法人、連合体組織の運営に関する課題について理事会から諮問された事項の検討
- 2 事務局代表者会議の企画及び開催（オンライン）
- 3 正会員の事務局職員に向けた研修の企画・開催（オンライン）及び事務局職員が相談できる機会の検討

○危機管理室

- 1 本会 BCP の策定、ブラッシュアップ
- 2 災害支援活動等に関する課題検討
- 3 都道府県社会福祉士会災害担当者による全国会議の開催（オンライン）及びネットワークの構築
- 4 ブロック単位での災害連携会議等への担当理事の参加協力

○ソーシャルワークを考える政治的アプローチ検討プロジェクトチーム

ソーシャルケアサービス研究協議会が支援する超党派の「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」を支援するため次の活動を実施

- （1）議連を通じた政策提言、陳情活動等のあり方等、政治的アプローチの方法を検討
- （2）連合体組織としての政治的アプローチに関する適切な方法について継続検討

○広報検討プロジェクトチーム

- 1 総合的な広報戦略の検討及び方針の提案
- 2 入会促進用全国共通パンフレットの作成
- 3 ニュース（会報）のメルマガ化の検討

○シンクタンク機能充実検討プロジェクト

- 1 シンクタンク機能を担える人材の採用及び機能充実に向けた検討

■独立した委員会

○綱紀委員会

- 1 苦情申立の受付・調査・審査
- 2 理事会への審査結果報告と処分提案

○学会運営委員会

- 1 生涯研修制度の 6 領域を基礎として構成する学会分科会の開催及びポスター発表の実施
- 2 研究誌『社会福祉士』の企画・編集・発行
- 3 第 31 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）プレ企画「実践研究入門講座」の開催

○倫理委員会

- 1 本会が実施する調査研究事業（委託事業等）のうち、必要な事業について倫理審査を実施

○三十年史編集委員会

- 1 2013～2022 年度の本会事業を三十年史として取りまとめ刊行

■企画室

- 1 政策提言に係る情報収集
- 2 制度・予算についての国への定例要望
- 3 中期計画に関すること
- 4 マスコミ等への情報提供・対応

＜ソーシャルワーク推進局＞

■権利擁護推進部（権利擁護センターぱあとなあ）

○権利擁護推進部合同委員会

- 1 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催（オンライン）

○後見委員会

- 1 成年後見（利用促進含む）、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
 - （1）最高裁判所と三士会（本会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート）協議への対応
 - （2）関係団体との連携協議への対応
- 2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
 - （1）成年後見人材育成研修（委託研修）の開催
 - （2）成年後見・未成年後見に関する社会福祉士賠償責任保険への対応（保険事故報告会の定期開催）
 - （3）ぱあとなあ名簿登録及び活動報告システムに関する対応
 - （4）ぱあとなあ概況調査の実施
 - （5）都道府県社会福祉士会が実施する成年後見、未成年後見事業の支援（規程類整備、概況調査による実態把握、情報提供等）
- 3 都道府県体制整備支援プロジェクトチーム
 - （1）都道府県や都道府県社会福祉協議会、中核機関と連携し、地域の権利擁護体制を推進する役割を担う会員をサポートする都道府県社会福祉士会の体制整備と人材育成に向けた、さまざまな取組みを実施（連続勉強会等の開催など）
 - （2）都道府県社会福祉士会における成年後見人等の人材育成を支援するための検討

○権利擁護推進あり方検討委員会

- 1 虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信
- 2 都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応にかかる課題の検討を経年的に行い、把握したエビデンスをもとにした調査研究・政策提言・研修プログラムの検討
 - （1）本会の虐待対応関連研修の管理と開催における都道府県社会福祉士会への支援

- (2) 都道府県社会福祉士会の担当者を対象に「2023 年度 高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会」の開催(オンライン)
- (3) 「高齢者虐待対応現任者標準研修」見直しに係る調査研究事業プロジェクト
- (4) 「虐待対応専門職チーム」の実態把握と支援
- (5) 厚生労働省老健局委託事業「高齢者虐待防止法の実態把握等のための調査研究業務」の実施（事業採択された場合に実施）
- (6) 関連団体（日本弁護士連合会、高齢者虐待防止学会、障害者虐待防止学会等）との連携

■地域生活支援部

○地域包括ケア推進委員会

地域共生社会の実現に向け、特に高齢者や障害者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行うため次の事業を実施

- 1 地域包括ケア全国実践研究集会の開催（集合）
- 2 ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備の検討
- 3 市町村における包括的な相談支援のあり方の検討（地域包括支援センター・基幹相談支援センター等の連携、重層的相談支援体制の構築）
- 4 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討
- 5 ケアマネジメント実践記録様式の更新等への対応
- 6 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修の検討
- 7 介護報酬化に向けた社会福祉士の効果検証及び調査研究プロジェクト
 - (1) 介護老人保健施設における支援相談員の実践等に関する質的調査
 - (2) 介護老人福祉施設における生活相談員の実践等に関する質的調査

○子ども家庭支援委員会

子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成の検討を行うため次の事業を実施

- 1 児童家庭支援ソーシャルワーク研修の開催（オンライン）
- 2 スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催（オンライン）
- 3 スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会の開催（オンライン）
- 4 児童虐待の防止等への対応を検討
- 5 地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討
- 6 国・関連団体の会議への参画
 - (1) 厚生労働省

児童虐待防止対策協議会への参画及び児童虐待防止に関する啓発等活動
 - (2) 文部科学省

いじめ防止対策協議会及び学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会への参画
- 7 関連団体との連携による政策提言活動

■ソーシャルインクルージョン部

○生活困窮者支援委員会

貧困問題の解決に向け、生活困窮状態にある人々の生存権保障の実現と権利擁護に関する次の事業を実施

- 1 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修の都道府県社会福祉士会への移管説明会の開催（オンライン）
- 2 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催（オンライン）
- 3 国等の施策動向への政策提言
- 4 自殺総合対策に関する e-ラーニング制作及び研修の開催（オンライン）
- 5 多文化ソーシャルワークプロジェクト
 - （1）在留資格を有さない外国人支援に関する調査
 - （2）滞日外国人支援における福祉専門職の人材養成の検討

○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう支援することを目的に次の事業を実施

- 1 司法福祉全国研究集会の企画・開催（オンライン）
- 2 リーガル・ソーシャルワーク研修の企画・開催（オンライン）
- 3 リーガル・ソーシャルワーク研修 都道府県移管説明会の企画・開催（オンライン）
- 4 司法分野に就労する社会福祉士への支援
- 5 司法分野における社会福祉士の職域拡大
- 6 都道府県社会福祉士会を対象とした司法関連機関との連携状況におけるオンライン調査
- 7 司法福祉に関する課題の検討
- 8 日本弁護士連合会、日本精神保健福祉士協会等、関係機関との連携

■独立型社会福祉士支援部

○独立型社会福祉士委員会

- 1 独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士やその活動を広く社会に周知
- 2 独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と支援体制の整備、都道府県社会福祉士会との連携及び独立型社会福祉士相互の連携を図るため次の事業を実施
 - （1）独立型社会福祉士名簿登録制度の運営、見直しの検討
 - （2）独立型社会福祉士名簿更新に必要な「独立型社会福祉士に関する研修」の e-ラーニングの制作
 - （3）独立型社会福祉士研修の企画及び開催（オンライン）
 - （4）独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画及び開催（オンライン）
 - （5）独立型社会福祉士のリスクマネジメントの検討（社会福祉士賠償責任保険 B プラン等）
 - （6）独立型社会福祉士へのサポート体制の検討（都道府県社会福祉士会の体制整備、実習の受け入れ等）

■生涯研修部（生涯研修センター）

○生涯研修センター企画・運営委員会

- 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発及び研修の開催
 - （１）スーパーバイザー養成研修の開催（集合研修）
 - （２）スーパーバイザーフォローアップ研修の開催（オンライン）
 - （３）スーパーバイザーリーダー研修（仮称）の開催（集合研修）
 - （４）社会福祉マネジメント研修の開催方法等の検討
 - （５）保健医療専門研修の検討
 - （６）地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修の開催（オンライン）
 - （７）地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）の開催（オンライン）
- 2 認定社会福祉士制度との関係調整
 - （１）研修認証申請に関する調整（メンテナンスを含む、分野専門研修全体の確認）
 - （２）スーパーバイザー登録説明会の受託（１回）
- 3 eラーニングの検討
- 4 都道府県社会福祉士会へ移管した研修のフォローアップ
- 5 研修関係の要綱、ガイドラインの制定
- 6 生涯研修制度の説明・広報・モデルプラン等の作成
- 7 実習指導者講習会プログラム検討プロジェクトチーム
 - （１）実習指導者フォローアップ研修の開催（オンライン）
 - （２）都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議の開催（オンライン）
- 8 基礎研修プログラム検討プロジェクトチーム
 - （１）基礎研修プログラムの見直し
 - （２）プログラムの見直し内容の教材への反映（基礎研修テキスト、eラーニング、ワークブック、基礎研修運営マニュアル）
 - （３）新プログラムの都道府県社会福祉士会への周知
 - （４）基礎研修講師養成研修の開催（オンライン）
- 9 社会福祉士の倫理綱領・行動規範伝達研修プロジェクトチーム
 - （１）倫理綱領・行動規範講師養成研修の開催（オンライン）
 - （２）倫理綱領・行動規範研修の開催（オンライン）

○認定社会福祉士登録推進委員会

認定社会福祉士制度の広報、啓発及び同制度における認定社会福祉士の登録に関する次の事業を実施

- 1 認定社会福祉士制度の広報活動（制度説明、研修情報等の提供）
- 2 認定社会福祉士の新規登録及び更新登録の推進
- 3 認定社会福祉士登録にかかる事務
- 4 認定社会福祉士登録者の情報管理
- 5 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）
- 6 認定社会福祉士認定研修の開催（オンライン）
- 7 理論・アプローチ等に関するeラーニングの制作
- 8 認定社会福祉士の外部評価を高める方法の検討

<事務局>

○管理局関係

- 1 日本社会福祉士会ニュースの発行（年4回）
- 2 日本社会福祉士会ホームページにかかる事務
- 3 社会福祉士全国統一模擬試験事業支援
- 4 全国大会（大分大会）運営支援
- 5 都道府県社会福祉士会会員管理、会費徴収委託事務及び業務支援
- 6 社会福祉士賠償責任保険Aプラン運用にかかる事務
- 7 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）対応
- 8 ソーシャルケアサービス研究協議会対応

○ソーシャルワーク推進局関係

- 1 権利擁護推進部に関する事項
 - （1）社会福祉士賠償責任保険Cプラン及びEプラン運用にかかる事務
 - （2）ぱあとなあ受任状況全国集計・公表事務
 - （3）ぱあとなあ名簿登録料徴収等委託事務
 - （4）成年後見事業被害者救済金・見舞金制度に関する事務
- 2 独立型社会福祉士支援部に関する事項
 - （1）社会福祉士賠償責任保険Bプラン及びDプラン運用にかかる事務
 - （2）独立型社会福祉士名簿登録制度の運営

○生涯研修局関係

- 1 生涯研修センターホームページ運用
- 2 生涯研修制度管理システム運営・管理
- 3 e-ラーニングシステムの運営・管理
- 4 研修受講受付・修了証等の発行
- 5 生涯研修手帳の発行
- 6 スーパーバイザー登録申請受付事務
- 7 認定社会福祉士登録管理システムの運営・管理

○認定社会福祉士認証・認定機構関係

※認定機構からの委託を受けて次の事業の事務局を担う

- 1 機構総会、理事会及び委員会の開催
- 2 研修認証の審査及び認証
- 3 認定社会福祉士認定の審査及び認定
- 4 スーパーバイザー登録の審査及び登録
- 5 スーパービジョン実施にかかる事項
- 6 認定社会福祉士認定研修の企画
- 7 認定社会福祉士認証・認定機構ホームページの運用
- 8 認定社会福祉士制度管理システム運営・管理

2023 年度事業計画案 委員会・プロジェクトチーム

局	部	委員会・プロジェクト		プロジェクト期間等
管理局	総務部	組織委員会		
		危機管理室		
		ソーシャルワークを考える政治的アプローチ検討 PT		継続 21 年度～
		広報検討 PT		継続 21 年度～
		シンクタンク機能充実検討 PT		継続 21 年度～
	(独立委員会)	綱紀委員会		
	(独立委員会)	学会運営委員会		
	(独立委員会)	倫理委員会		研究に関する倫理 審査
	(独立委員会)	三十年史編集委員会		
ソーシャルワーク推進局	権利擁護 推進部	権利擁護推進部合同委員会		
		後見委員会	本委員会	
			都道府県体制整備支援 PT	継続 22 年度～
		権利擁護推進あり方検討 委員会	本委員会	
			「高齢者虐待対応現任者標準研 修」見直しに係る調査研究事業 PT	新規 23 年度～
	地域生活 支援部	地域包括ケア推進委員会	本委員会	
			介護報酬化に向けた社会福祉士の 効果検証及び調査研究 PT	新規 23 年度～
		子ども家庭支援委員会		
	ソーシャルイ ンクルージョ ン部	生活困窮者支援委員会	本委員会	
			多文化ソーシャルワーク PT	継続 22 年度～
	独立型社会福 祉士支援部	リーガル・ソーシャルワーク研究委員会		
		独立型社会福祉士委員会		
生涯研修局	生涯研修部	生涯研修センター 企画・運営委員会	本委員会	
			実習指導者講習会プログラム検討 PT	新規 23 年度～
			基礎研修プログラム検討 PT	継続 22～24 年度
			倫理綱領・行動規範伝達研修 PT	継続 21～23 年度
		認定社会福祉士登録推進委員会		

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第2号報告

2023年度収支予算

JACSW

2023年度 収支予算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益	5,000	6,000	△ 1,000
特定資産受取利息	5,000	6,000	△ 1,000
受取会費	227,250,000	228,445,000	△ 1,195,000
正会員受取会費	226,410,000	227,575,000	△ 1,165,000
賛助会員受取会費	840,000	870,000	△ 30,000
事業収益	40,102,000	38,568,000	1,534,000
研修収入	18,822,000	17,785,000	1,037,000
修了証等発行収入	140,000	160,000	△ 20,000
出版物販売等収入	2,832,000	2,632,000	200,000
印税収入	2,050,000	1,000,000	1,050,000
後見登録料徴収代行手数料	397,000	397,000	0
名簿登録料収入	900,000	900,000	0
認定登録料収入	2,420,000	2,370,000	50,000
会費管理手数料収入	3,819,000	4,031,000	△ 212,000
業務受託収入	8,722,000	9,293,000	△ 571,000
受取負担金	20,980,000	24,650,000	△ 3,670,000
受取負担金	20,980,000	24,650,000	△ 3,670,000
受取補助金等	3,000,000	8,000,000	△ 5,000,000
受取民間助成金	3,000,000	8,000,000	△ 5,000,000
受取寄附金	100,000	100,000	0
受取寄附金	100,000	100,000	0
雑収益	14,356,000	13,677,000	679,000
受取利息	1,000	1,000	0
広告料収入	288,000	283,000	5,000
資料販売収入	13,562,000	13,373,000	189,000
雑収益	505,000	20,000	485,000
経常収益計	305,794,000	313,447,000	△ 7,653,000
(2) 経常費用			
事業費	292,182,620	278,545,400	13,637,220
給料手当	89,052,900	87,090,900	1,962,000
臨時雇賃金	1,587,750	1,587,750	0
法定福利費	15,117,600	14,999,010	118,590
福利厚生費	2,120,400	2,138,400	△ 18,000
通勤費	2,981,700	2,674,500	307,200
修繕費	86,000	42,000	44,000
光熱水料費	1,362,240	897,120	465,120
賃借料	11,885,200	12,576,480	△ 691,280
リース料	499,660	502,480	△ 2,820
会員管理費	2,486,000	2,486,000	0
租税公課	3,119,000	3,000,000	119,000
減価償却費	8,398,190	7,024,920	1,373,270
支払寄附金	0	500,000	△ 500,000
システム管理費	14,883,400	13,841,960	1,041,440
大会費	2,500,000	500,000	2,000,000
業務委託費	24,685,000	17,603,000	7,082,000
旅費交通費	14,831,000	16,949,000	△ 2,118,000
諸謝金	8,335,000	7,871,000	464,000
会場費	2,913,000	3,548,000	△ 635,000
会議費	0	34,000	△ 34,000
通信運搬費	25,099,000	22,729,600	2,369,400
事務消耗品費	2,730,240	3,503,800	△ 773,560
印刷製本費	34,190,200	33,408,760	781,440
諸会費	4,270,000	3,575,000	695,000

2023年度 収支予算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
保険料	6,355,060	6,311,200	43,860
新聞図書費	0	30,000	△ 30,000
支払助成金	10,000,000	10,000,000	0
雑費	2,694,080	3,120,520	△ 426,440
管理費	51,512,380	42,650,800	8,861,780
役員報酬	200,000	90,000	110,000
給料手当	17,036,100	17,055,100	△ 19,000
臨時雇賃金	529,250	529,250	0
法定福利費	2,892,400	2,989,990	△ 97,590
福利厚生費	1,085,600	1,001,600	84,000
通勤費	606,300	607,500	△ 1,200
渉外費	106,000	106,000	0
修繕費	14,000	8,000	6,000
光熱水料費	221,760	170,880	50,880
賃借料	1,934,800	2,395,520	△ 460,720
リース料	67,340	79,520	△ 12,180
租税公課	50,000	50,000	0
減価償却費	677,810	643,080	34,730
諸報酬	3,213,000	3,114,000	99,000
システム管理費	505,600	480,040	25,560
業務委託費	1,320,000	1,320,000	0
旅費交通費	4,923,000	5,548,000	△ 625,000
諸謝金	78,000	145,000	△ 67,000
会場費	4,798,000	1,142,000	3,656,000
通信運搬費	1,036,000	953,400	82,600
事務消耗品費	319,760	535,200	△ 215,440
印刷製本費	1,583,800	1,136,240	447,560
諸会費	6,728,000	1,118,000	5,610,000
保険料	215,940	264,800	△ 48,860
新聞図書費	547,000	527,000	20,000
支払利息	195,000	315,000	△ 120,000
雑費	627,920	325,480	302,440
経常費用計	343,695,000	321,196,000	22,499,000
当期経常増減額	△ 37,901,000	△ 7,749,000	△ 30,152,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 37,901,000	△ 7,749,000	△ 30,152,000
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	△ 37,971,000	△ 7,819,000	△ 30,152,000

2023年度 収支予算書内訳表
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公 1	共通	小計	収 1	他 1	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息			0			0	1,000	1,000
特定資産運用益	1,000	0	1,000	0	1,000	1,000	3,000	5,000
特定資産受取利息	1,000		1,000		1,000	1,000	3,000	5,000
受取会費	0	113,625,000	113,625,000	0	0	0	113,625,000	227,250,000
正会員受取会費		113,205,000	113,205,000			0	113,205,000	226,410,000
賛助会員受取会費		420,000	420,000			0	420,000	840,000
事業収益	16,792,000	0	16,792,000	4,882,000	18,428,000	23,310,000	0	40,102,000
研修収入	16,662,000		16,662,000		2,160,000	2,160,000		18,822,000
修了証等発行収入	130,000		130,000		10,000	10,000		140,000
出版物販売等収入			0	2,832,000		2,832,000		2,832,000
印税収入			0	2,050,000		2,050,000		2,050,000
後見登録料徴収代行手数料			0		397,000	397,000		397,000
名簿登録料収入			0		900,000	900,000		900,000
認定登録料収入			0		2,420,000	2,420,000		2,420,000
会費管理手数料収入			0		3,819,000	3,819,000		3,819,000
業務受託収入	0		0		8,722,000	8,722,000		8,722,000
受取負担金	15,030,000	0	15,030,000	0	5,950,000	5,950,000	0	20,980,000
受取負担金	15,030,000		15,030,000		5,950,000	5,950,000	0	20,980,000
受取補助金等	3,000,000	0	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
受取民間助成金	3,000,000		3,000,000		0	0		3,000,000
受取寄附金	100,000	0	100,000	0	0	0	0	100,000
受取寄附金	100,000		100,000			0		100,000
雑収益	13,850,000	0	13,850,000	0	495,000	495,000	11,000	14,356,000
受取利息			0			0	1,000	1,000
広告料収入	288,000		288,000			0	0	288,000
資料販売収入	13,562,000		13,562,000		0	0		13,562,000
雑収益	0		0	0	495,000	495,000	10,000	505,000
経常収益計	48,773,000	113,625,000	162,398,000	4,882,000	24,874,000	29,756,000	113,640,000	305,794,000

2023年度 収支予算書内訳表
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公 1	共通	小計	収 1	他 1	小計		
(2) 経常費用								
事業費	210,944,507	0	210,944,507	1,272,263	79,965,850	81,238,113		292,182,620
給料手当	65,946,150		65,946,150	565,400	22,541,350	23,106,750		89,052,900
臨時雇賃金	1,481,900		1,481,900	0	105,850	105,850		1,587,750
法定福利費	11,275,350		11,275,350	100,950	3,741,300	3,842,250		15,117,600
福利厚生費	1,478,700		1,478,700	16,800	624,900	641,700		2,120,400
通勤費	2,375,650		2,375,650	25,200	580,850	606,050		2,981,700
修繕費	66,000		66,000	1,000	19,000	20,000		86,000
光熱水料費	1,045,440		1,045,440	15,840	300,960	316,800		1,362,240
賃借料	9,121,200		9,121,200	138,200	2,625,800	2,764,000		11,885,200
リース料	317,460		317,460	4,810	177,390	182,200		499,660
会員管理費	0		0	0	2,486,000	2,486,000		2,486,000
租税公課	1,943,137		1,943,137	240,163	935,700	1,175,863		3,119,000
減価償却費	3,740,140		3,740,140	29,470	4,628,580	4,658,050		8,398,190
システム管理費	12,306,400		12,306,400	20,900	2,556,100	2,577,000		14,883,400
大会費	2,500,000		2,500,000	0	0	0		2,500,000
業務委託費	14,999,000		14,999,000	0	9,686,000	9,686,000		24,685,000
旅費交通費	12,964,000		12,964,000	0	1,867,000	1,867,000		14,831,000
諸謝金	7,010,000		7,010,000	0	1,325,000	1,325,000		8,335,000
会場費	2,723,000		2,723,000	0	190,000	190,000		2,913,000
通信運搬費	20,325,000		20,325,000	51,000	4,723,000	4,774,000		25,099,000
事務消耗品費	2,094,440		2,094,440	22,840	612,960	635,800		2,730,240
印刷製本費	31,065,200		31,065,200	23,200	3,101,800	3,125,000		34,190,200
諸会費	4,270,000		4,270,000	0	0	0		4,270,000
保険料	310,860		310,860	4,710	6,039,490	6,044,200		6,355,060
支払助成金	0		0	0	10,000,000	10,000,000		10,000,000
雑費	1,585,480		1,585,480	11,780	1,096,820	1,108,600		2,694,080

2023年度 収支予算書内訳表
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公 1	共通	小計	収 1	他 1	小計		
管理費							51,512,380	51,512,380
役員報酬							200,000	200,000
給料手当							17,036,100	17,036,100
臨時雇賃金							529,250	529,250
法定福利費							2,892,400	2,892,400
福利厚生費							1,085,600	1,085,600
通勤費							606,300	606,300
渉外費							106,000	106,000
修繕費							14,000	14,000
光熱水料費							221,760	221,760
賃借料							1,934,800	1,934,800
リース料							67,340	67,340
租税公課							50,000	50,000
減価償却費							677,810	677,810
諸報酬							3,213,000	3,213,000
システム管理費							505,600	505,600
業務委託費							1,320,000	1,320,000
旅費交通費							4,923,000	4,923,000
諸謝金							78,000	78,000
会場費							4,798,000	4,798,000
通信運搬費							1,036,000	1,036,000
事務消耗品費							319,760	319,760
印刷製本費							1,583,800	1,583,800
諸会費							6,728,000	6,728,000
保険料							215,940	215,940
新聞図書費							547,000	547,000
支払利息							195,000	195,000
雑費							627,920	627,920
経常費用計	210,944,507	0	210,944,507	1,272,263	79,965,850	81,238,113	51,512,380	343,695,000
当期経常増減額	△ 162,171,507	113,625,000	△ 48,546,507	3,609,737	△ 55,091,850	△ 51,482,113	62,127,620	△ 37,901,000
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 162,171,507	113,625,000	△ 48,546,507	3,609,737	△ 55,091,850	△ 51,482,113	62,127,620	△ 37,901,000
他会計振替額		1,692,717	1,692,717	△ 1,692,717		△ 1,692,717		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 162,171,507	115,317,717	△ 46,853,790	1,917,020	△ 55,091,850	△ 53,174,830	62,127,620	△ 37,901,000
法人税等			0			0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 162,171,507	115,317,717	△ 46,853,790	1,917,020	△ 55,091,850	△ 53,174,830	62,057,620	△ 37,971,000

財務三基準（予測）

収支相償：△37,353,790円

公益目的事業比率：201,444,507円/334,195,000円＝60.28％

遊休財産の保有制限：201,444,507円以下

事業 年度	自	令和5年4月1日	法人コード	A022370
	至	令和6年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉士会

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	使途
			円	
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途
			円	
			円	

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第3号報告

次期綱紀委員会委員選任報告

JACSW

次期綱紀委員会委員選任報告

「公益社団法人日本社会福祉士会綱紀委員会委員選任に関する細則」第3条第3項に基づき、次期綱紀委員会委員として以下の10名が2022年度第11回理事会（2月4日）において承認されましたので報告いたします。

1. 綱紀委員会委員：10名

①都道府県社会福祉士会会員7名（敬称略・50音順）

No.	会員番号	氏名（ふりがな）	所属県士会	推薦県士会	任期
1	56235	市原 久夫（いちはら ひさお）	千葉県	千葉県	1期目
2	24024	加藤 雅之（かとう まさゆき）	福井県	福井県	4期目
3	3981	河口 幸貴（かわぐち こうき）	広島県	広島県	1期目
4	29630	鈴木 孝（すずき たかし）	山形県	山形県	4期目
5	9085	本間 昭夫（ほんま あきお）	青森県	青森県	3期目
6	7146	宮崎 正行（みやざき まさゆき）	兵庫県	兵庫県	3期目
7	38689	横堀 公隆（よこぼり きみたか）	埼玉県	埼玉県	2期目

②外部委員3名（敬称略・50音順）

No.	氏名（ふりがな）	所属	任期
1	関戸 康之（せきど やすゆき）	わかばの風法律事務所（弁護士）	3期目
2	滝口 真（たきぐち まこと）	大分大学福祉健康科学部	3期目
3	長谷川哲也（はせがわ てつや）	（公社）家庭問題情報センター	1期目

2. 任 期：2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第4号報告

第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会
(島根大会)

JACSW

第 33 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）

第 33 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（2025 年度開催）については、島根県社会福祉士会から、開催の申し出があり、島根県で開催することが決定しました。開催日等は以下のとおりです。

■開催予定日：2025 年 7 月 5 日～6 日

■開 催 地：島根県松江市

※ 数年先の全国大会開催に立候補があった場合は本会内規で 3 ヶ月間の公表期間を設けておりますが、開催が 2025 年度のため会場申し込み等の準備期間等が短くなることで、開催地の負担が大きくなることを避けるため、理事会で協議し、決定しました。

公益社団法人 日本社会福祉士会

2022年度臨時総会

第1号事務連絡

規程類改正

JACSW

制定・改正した規程類（2022 年 6 月以降、2023 年 1 月まで）

■第 3 4 回通常総会（6 月 1 8 日）において制定した規則

1. 正会員に対する活動助成に関する規則

2020 年度臨時総会において承認された「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づき、2021 年度に検討した「正会員に対する活動助成に関する規則」を制定しました。

- ・規則は、「事務局月報 NO. 337（2022 年 7 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第 4 回理事会（7 月 1 6 日）において改正した規程

1. パートタイム労働者及び有期雇用労働者の就業に関する規程

一般職員へ転換したパートタイム労働者・有期雇用労働者の退職金の算定について、改正前の規定では、「パートタイム・有期雇用労働者としての勤続年数を通算する」としていましたが、次の理由により、「退職金の算定」を削除する改正をしました。

（理由）

- ・本会が加入している中小企業退職金共済事業団の退職金共済は、掛金納付を遡って契約締結をすることができないため。
- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 338（2022 年 8 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第 5 回理事会（8 月 2 0 日）において改正したガイドライン

1. 苦情対応ガイドラインの苦情対応の流れ（別紙 1）

都道府県社会福祉士会における苦情対応を効率的に進めるため、苦情対応の流れの中に苦情申立書等に基づく「書類審査」（ヒアリング調査を実施する案件、実施しない案件の仕分け）を設け、ヒアリング調査を必要としない懲戒処分にあたらないもの及び懲戒処分にあたらない程度の不適切な行為については、その旨の通知ができるように「別紙 1」を改正しました。

なお、ガイドライン本文に改正はありません。

- ・「別紙 1」の新旧は、「事務局月報 NO. 339（2022 年 9 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第 6 回理事会（9 月 3 日）において改正した細則

1. 謝金支払細則

2022 年度より運用を開始した本会倫理委員会における審査謝金を謝金支払細則に追記をする改正をしました。

- ・細則の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 340（2022 年 10 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第8回理事会（11月19日）において改正した規程類

1. 研究誌『社会福祉士』投稿論文等審査規程

論文等は、職能団体として会員内の共有に留まらず社会に発信すべき内容であることが必要であるため、そのことを「審査の視点」に記載する改正をしました。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2. 社会福祉士学会個人発表、自主企画シンポジウム及びポスター発表運営規程

学会発表は、職能団体として会員内の共有に留まらず社会に発信すべき内容であることが必要であることから、そのことを「審査」に記載する改正をしました。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

3. 正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン

改正個人情報保護法を踏まえたうえで、次の点について改正しました。

- ① 事例を作成する際に、本人の承諾を得ることを明記しました。
- ② Eメールの活用を条件付きで認める改正を行いました。
- ③ 事例提供者・主催者に加え、参加者の注意事項を明記しました。
- ④ あわせて本ガイドライン全体を見直し、文言や構成を修正しました。

- ・ガイドラインの新旧対照表は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

4. 研究倫理ガイドライン

改正個人情報保護法を踏まえ、主に倫理的配慮に関する内容について、例外を認めていた記載を削除・修正する改正をしました。

- ・ガイドラインの新旧対照表は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

5. 論文等の投稿に関するガイドライン

実態に即した内容とするため、ガイドライン本文と「研究誌『社会福祉士』投稿チェックリスト」を改正しました。

- ・ガイドラインの新旧対照表及び「研究誌『社会福祉士』投稿チェックリスト」の新旧は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

6. 名簿登録ガイドライン

社会福祉士賠償責任保険の契約手続きにあたり、ばあとなあ名簿登録者の登記事項証明書上の氏名を適切に把握する必要があるため、名簿登録ガイドラインの参考様式 1、3 を改正しました。

なお、ガイドライン本文の改正はありません。

- ・「参考様式 1」及び「参考様式 3」の新旧は、「事務局月報 NO. 342（2022 年 12 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第9回理事会（12月17日）において改正した規程類

1. 文書取扱規程

近年、厚生労働省への申請書類等の中には公印を省略できるようになった文書もあり、規定と合わなくなっているため、官公庁が公印を省略としている文書については、公印を省略できるよう改正しました。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 343（2023 年 1 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2. 生涯研修制度基本規程

生涯研修制度の見直しの一環として、認定社会福祉士新規名簿登録者及び更新者を生涯研修制度の専門課程修了とみなす取り扱いをすることとし、そのことを規定しました。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 343（2023 年度 1 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

3. 生涯研修制度施行規程

生涯研修制度基本規程の改正に伴い第 13 条第 2 項に課程修了認定証明書発行申請書の発行について規定する等の改正をするとともに（様式 3）の一部を改正し、専門課程修了認定証明書発行申請書（様式 4）を新しく追加しました。

- ・規程の新旧対照表、改正後の（様式 3）及び追加した（様式 4）は、「事務局月報 NO. 343（2023 年 1 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第10回理事会（1月21日）において改正した規程類

1. 役員や職員等の派遣に関する規程

本会に他団体から助成及び補助事業等の委員派遣依頼がある中で、謝金が支払われない場合があります、それについて、本会から謝金を支払うことができるように改正しました。

- ・規程の新旧対照表（抜粋）は、「事務局月報 NO. 344（2023 年 2 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2. 謝金支払細則

助成及び補助を受けて本会が実施している事業等にかかる謝金は、当該助成及び補助事業の基準によることとしていますが、助成及び補助事業等の中には、本会役員への謝金支払いを認めていない場合があります。このような場合には、助成及び補助事業の予算以外の本会予算から謝金支払いができるように改正しました。また、条文中の用語の表記を整理しました。

- ・細則の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 344（2023 年 2 月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

資 料

JACSW

2023年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉 士会から の派遣	都道府県社 会福祉士会 推薦のある 研修・会議等	規模等
4	15	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	本会事務局			
	23	実習指導者フォローアップ研修1日目	オンライン			
5	7	実習指導者フォローアップ研修2日目	オンライン			
	13	スーパーバイザーフォローアップ研修	オンライン	○		45名 47都道府県社会福祉士会
	14	第1回全国生涯研修委員会議	オンライン			
	20	第2回業務執行理事打合せ、第2回理事会、役職選考会	本会事務局			
6	17	第35回通常総会 第3回理事会	東京都内			
7	1	第3回業務執行理事打合せ	大分県別府市			
	1-2	第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会)	大分県別府市			
	15	第4回業務執行理事打合せ、第4回理事会	本会事務局			
8	19	第5回業務執行理事打合せ、第5回理事会	本会事務局			
9	2	第6回理事会	東京都内			
	2-3	都道府県社会福祉士会会長会議	東京都内	○		47都道府県社会福祉士会
	23	第2回全国生涯研修委員会議	東京都内			
10	21	第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会	本会事務局			
11	18	第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	本会事務局			
12	16	第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会	本会事務局			
1	20	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会	本会事務局			
2	3	第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会	本会事務局			
3	16	第12回理事会 臨時総会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

月	日	企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉 士会から の派遣	都道府県社 会福祉士会 推薦のある 研修・会議等	規模等
7	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修 移管説明会	オンライン			
8	未	リーガル・ソーシャルワーク研修 都道府県移管説明会	オンライン			
12	未	司法福祉全国研究集会	オンライン			
12	未	自殺総合対策関連研修	オンライン			
1	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修	オンライン			
2	未	リーガル・ソーシャルワーク研修	オンライン			
2	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン			
2	未	独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			
3	未	独立型社会福祉士研修	オンライン			
未	未	高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会	調整中	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	児童家庭支援ソーシャルワーク研修	調整中			
未	未	スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	調整中			
未	未	スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会	調整中		○	
未	未	スーパーバイザーリーダー研修(仮)	調整中		○	
未	未	地域共生社会の実現に向けた実践力養成研修	調整中		○	
未	未	地域共生社会の実現に向けた実践力養成研修(講師養成研修)	調整中			
未	未	全国実習指導者講習会担当者会議	調整中			
未	未	第1回全国生涯研修センター協議会	調整中	○		15名
未	未	第2回全国生涯研修センター協議会	調整中	○		15名
未	未	事務局代表者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	都道府県ばあとなあ連絡協議会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	正会員事務局職員向け研修(仮称)	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	都道府県士会体制整備支援連続勉強会(仮称)	オンライン		○	47都道府県社会福祉士会
未	未	スーパーバイザー養成研修	調整中		○	
未	未	倫理綱領・行動規範研修講師養成研修	オンライン		○	
未	未	基礎研修講師養成研修	オンライン		○	
未	未	認定社会福祉士認定研修	オンライン			



公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

電 話 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543

E-mail : info@jacsw.or.jp